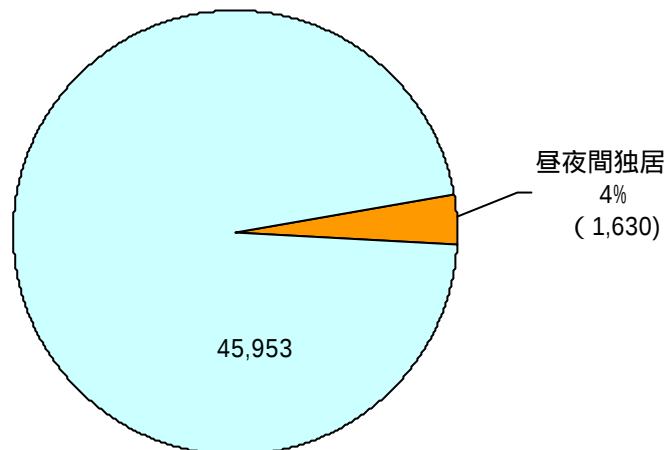


平成12年11月10日現在

全国の刑務所及び少年刑務所の本所に収容されている受刑者45,953人のうち



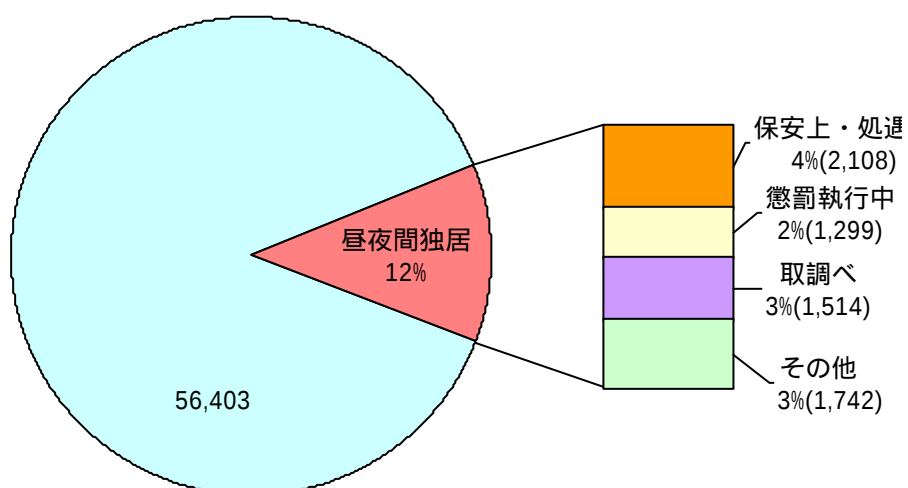
当時保安上・処遇上で昼夜間独居拘禁中の者（下の図）

+

当時その他の事由による昼夜間独居拘禁中の者で、それ以前に保安上・処遇上で昼夜間独居拘禁に付されたこと

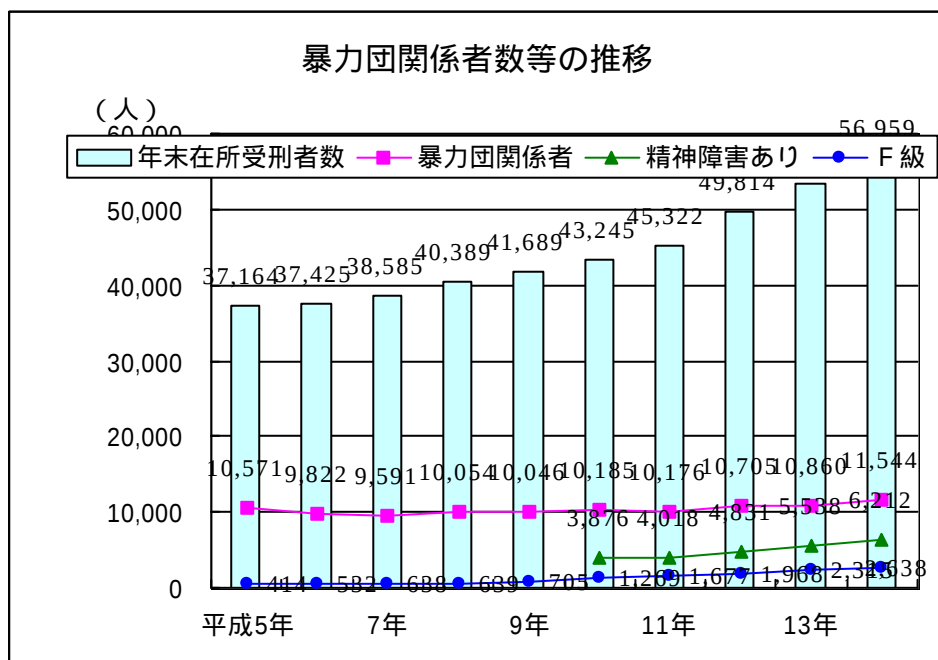
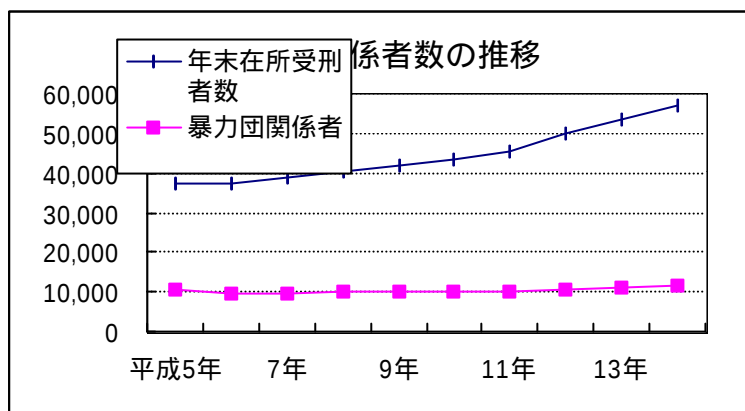
平成15年9月10日現在

全国の刑務所及び少年刑務所の本所（刑務支所を含む。）に収容されている受刑者56,403人のうち

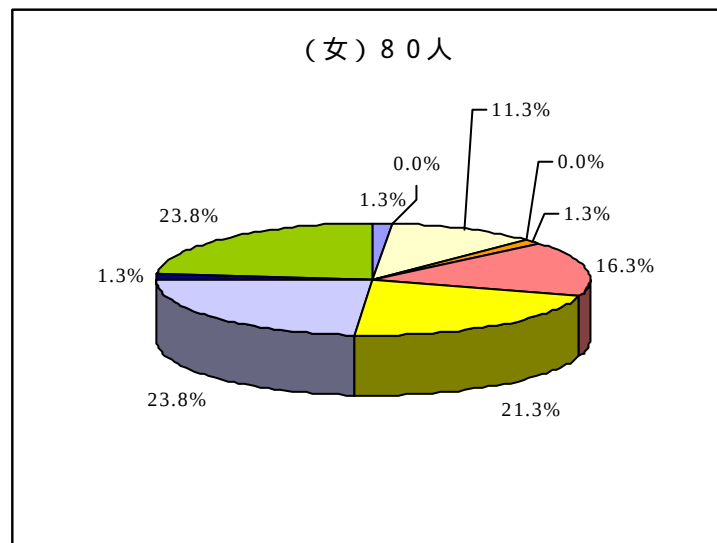
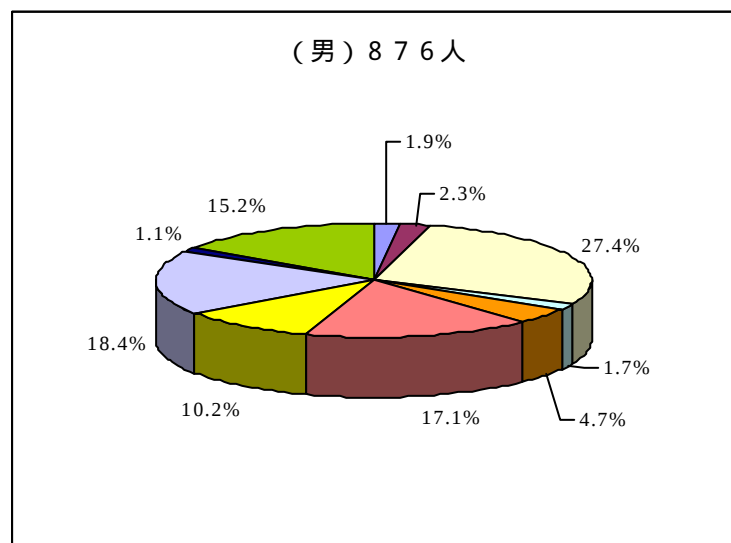
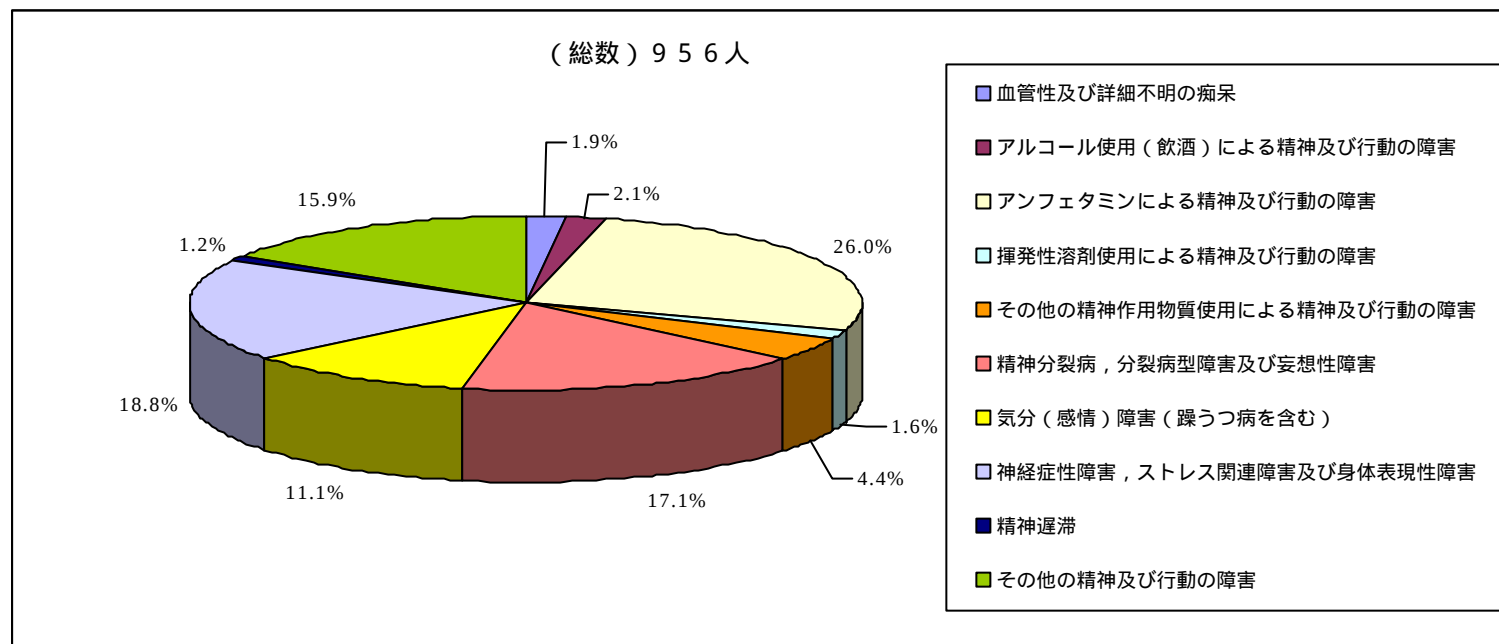


その他：新たに入監した者，分類調査中の者，満期釈放前の受刑者など

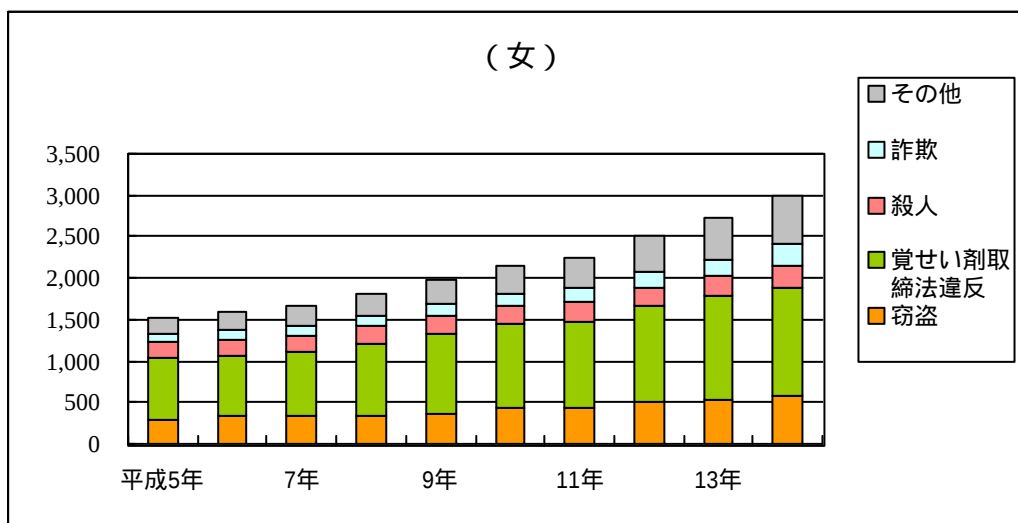
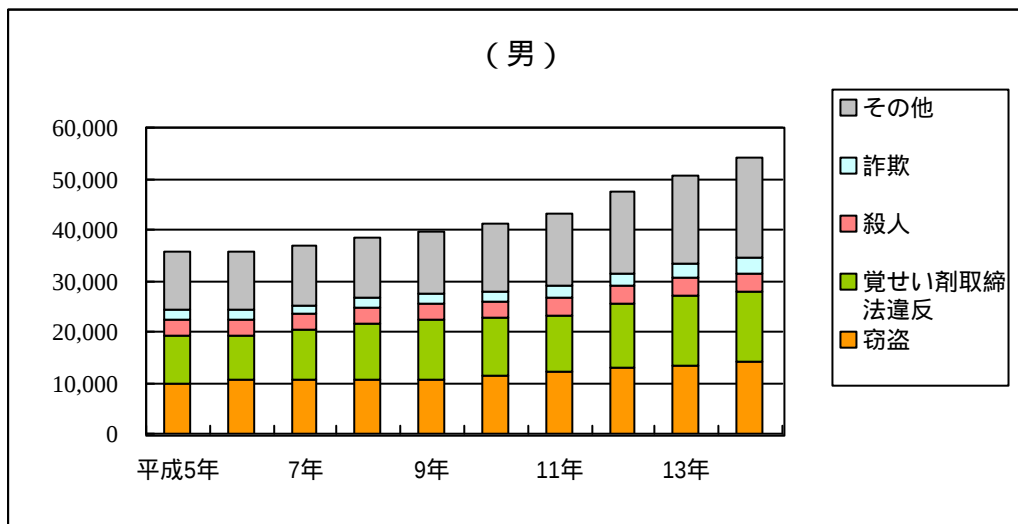
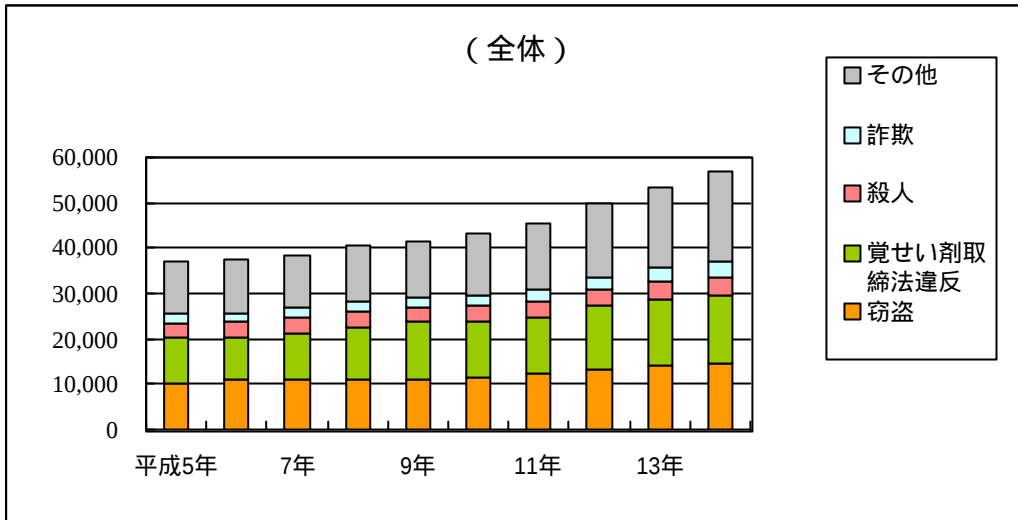
全体	年末在所受	暴力団関係	精神障害あり	F級
平成5年	37,164	10,571		414
6年	37,425	9,822		532
7年	38,585	9,591		638
8年	40,389	10,054		639
9年	41,689	10,046		705
10年	43,245	10,185	3,876	1,269
11年	45,322	10,176	4,018	1,677
12年	49,814	10,705	4,831	1,968
13年	53,284	10,860	5,538	2,315
14年	56,959	11,544	6,212	2,638



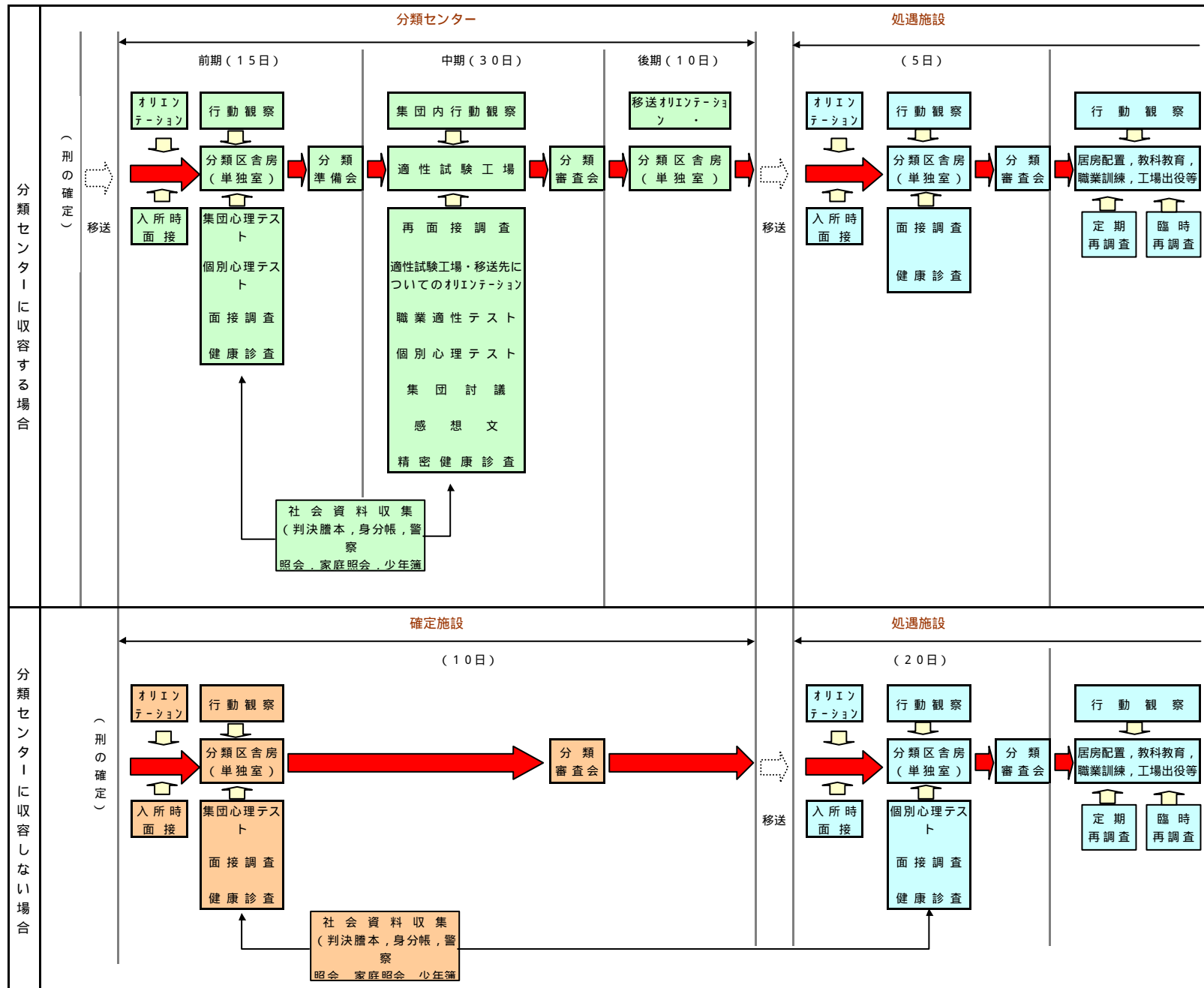
懲役受刑者における精神及び行動の障害を有する休養患者数（平成14年）



年末在所受刑者の罪名別人員の推移



分類調査の流れ・別紙 3 - 5



分類級（収容分類級，処遇分類級）

ア 収容分類級（収容する施設又は施設内の区画を区別する基準となる分類級）

少年院への収容の必要性によるもの	J t 級	16歳未満の少年で，少年院での矯正教育を必要とする者
性，国籍，刑名，年齢及び刑期によるもの	W 級	女子
	F 級	日本人と異なる処遇を必要とする外国人
	I 級	禁錮に処せられた者
	J 級	少年
	L 級	執行刑期8年以上の者
	Y 級	26歳未満の成人
犯罪傾向の進度によるもの	A 級	犯罪傾向の進んでいない者
	B 級	犯罪傾向の進んでいる者
精神障害又は身体上の疾患若しくは障害によるもの	M x 級	知的障害者及びこれに準じて処遇する必要がある者
	M y 級	人格障害者（狭義の精神病は認められないが，性格上の偏りが大であるため，社会生活上著しい支障がある者をいう。）及び人格障害の疑いが相当程度認められる者
	M z 級	精神病者（精神分裂病，そううつ病等の狭義の精神病にかかっている者をいう。），精神病の疑いが相当程度認められる者及び強度の神経症にかかっている者並びに拘禁性反応，薬物による中毒症（強度の薬物依存を含む。）若しくはアルコールによる中毒症又はその後遺症が著しく認められる者
	P x 級	身体上の疾病又は妊娠若しくは出産のため，相当期間の医療又は養護の必要のある者
	P y 級	身体障害のため特別な処遇を必要と認められる者及び視聴覚障害者
	P z 級	年齢がおおむね60歳以上で老衰現象が相当程度認められる者及び身体虚弱のため特別な処遇を必要と認められる者

イ 処遇分類級（処遇の重点方針を区別する基準となる分類級）

処遇内容によるもの	V 級	職業訓練を必要とする者
	E 級	教科教育を必要とする者
	G 級	生活指導を必要とする者
	T 級	専門的治療処遇を必要とする者
	S 級	特別な養護的処遇を必要とする者
	R 級	治療的な生活訓練を必要とする者
その他のもの	O 級	開放的処遇が適当と認められる者
	第1類	犯罪傾向の進度が軽微で開放的処遇が適当と認められる者
	第2類	相当の服役期間を経過し，心的状態等が安定しており，社会復帰のために釈放前の開放的処遇が適当と認められる者
	N 級	経理作業適格者と認められる者

ウ 犯罪傾向の進度による収容分類級（Ａ級，Ｂ級）の判定基準

（注意）

犯罪傾向の進度による収容分類級は，下表中の着眼点について，同表中のすべてのＡ指標に該当する者をＡと判定し，また，同表中の１以上のＢ指標に該当する者をＢと判定する。ただし，これらの指標は，外面的特徴であるに過ぎず，また，絶対的指標と解すべきものではないから，このほかに，できる限り，内面的特徴，特に性格や価値観の偏りがどの程度社会不適応の原因となり，犯罪性を固着させているかなどを調査して，妥当な判定をすることに努める。

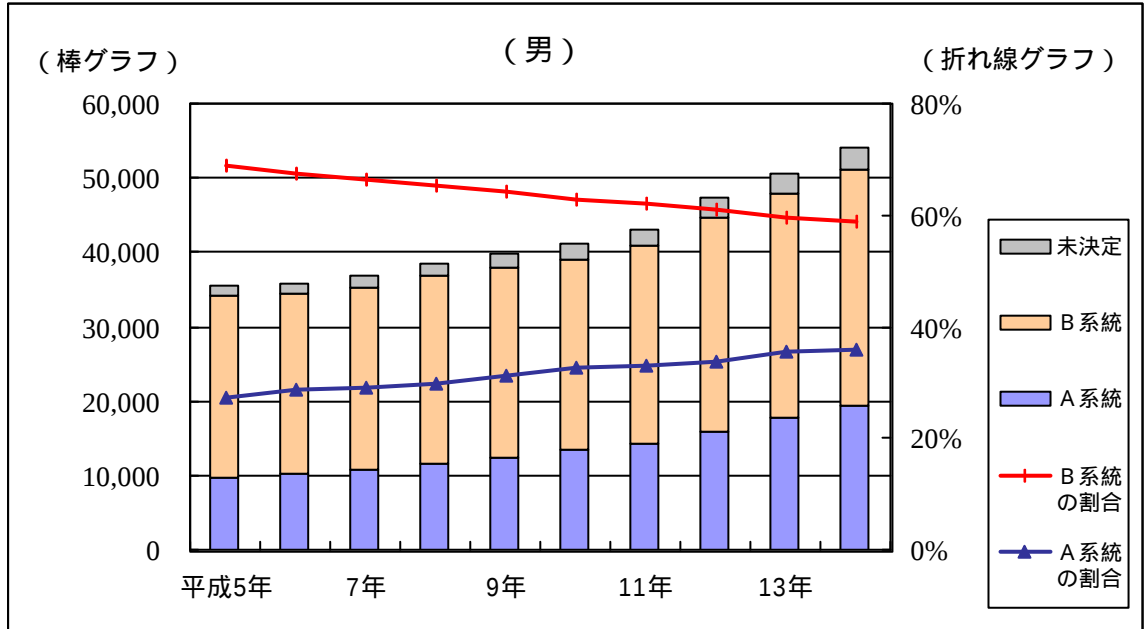
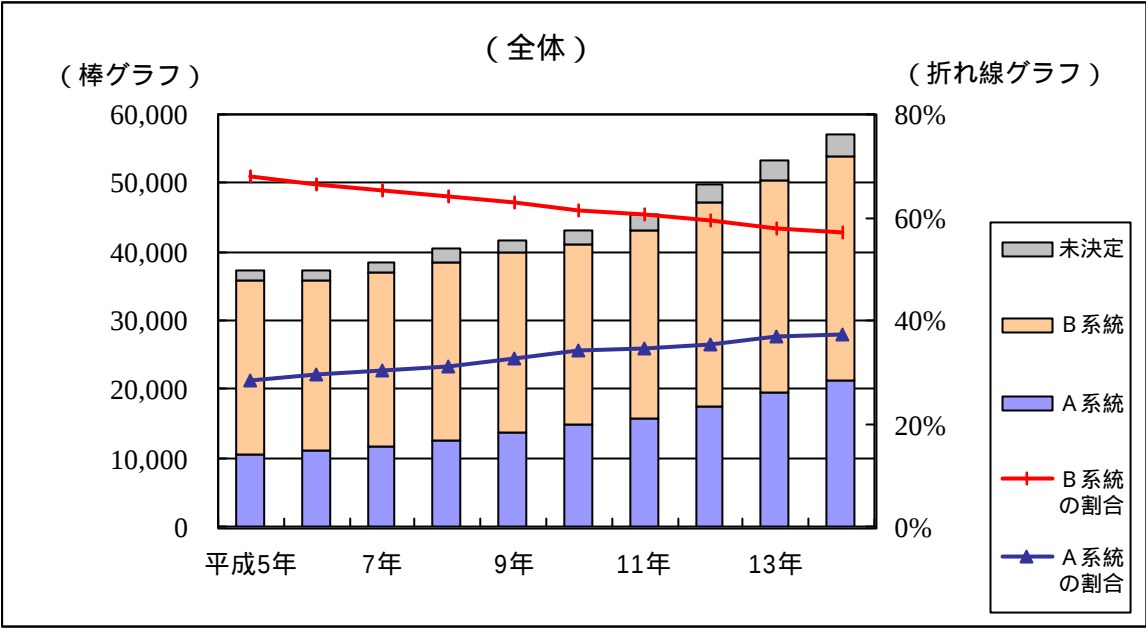
指標 着眼点	Ａ 指 標	Ｂ 指 標
施設収容歴	児童自立支援施設又は少年院の収容歴が１回限りで，かつ，施設受刑歴があっても，出所から５年以上を経過しており，その間，悪質な犯行行為が認められない。	児童自立支援施設若しくは少年院の収容歴が２回以上あり，又は施設受刑歴があり，かつ，最近の出院若しくは出所から５年を経過していないか，又は５年以上を経過してはいないが，その間，悪質な犯行行為が認められる。
反社会性集団への所属性	どのような反社会性集団にも所属したことがない。反社会性集団に所属したことはあるが，周辺の構成員であり，かつ，所属期間が１年未満である。	反社会性集団の中心的構成員であるか，又は同集団の周辺の構成員であるが，所属期間が１年以上である。
犯行の態様	犯行が偶発的又は機会的である。	犯行が習慣的又は計画的である。
習癖と生活態度	最近１年以内に，薬物依存，アルコール等の中毒症，放浪癖，徒食癖等が認められない。	最近１年以内に，薬物依存，アルコール等の中毒症，放浪癖，徒食癖等が認められる。

注１ 少年院の収容歴については，少年法第５６条第３項の規定による少年院への収容歴を除く。

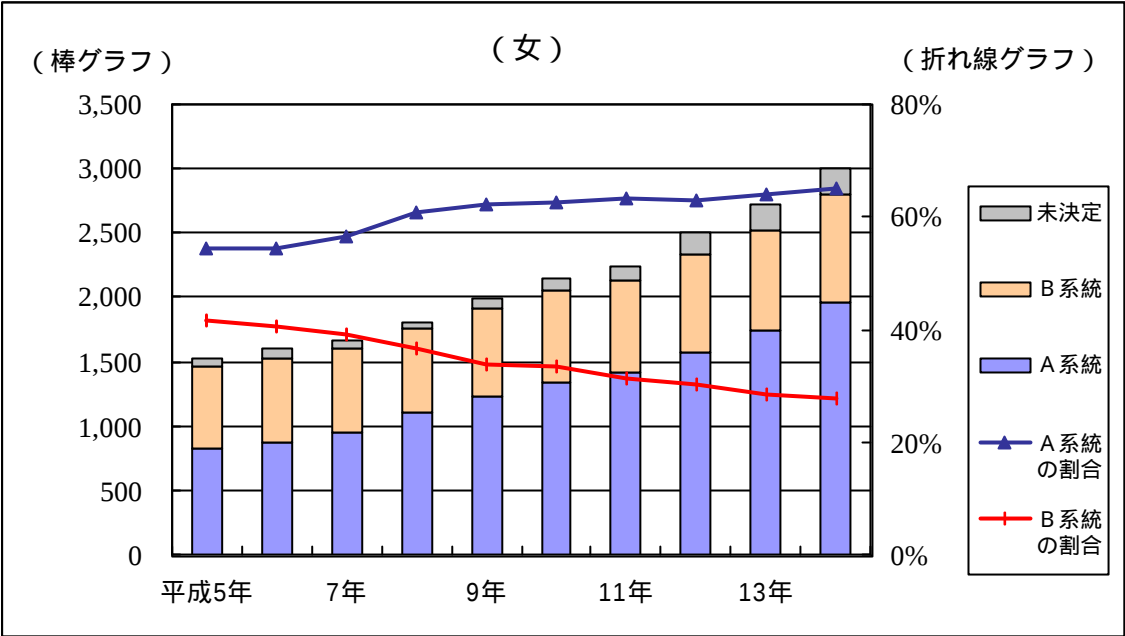
注２ 施設とは，刑務所，少年刑務所，拘置所及び少年院をいう。

注３ 反社会性集団とは，やくざ，暴力団，窃盗団，密輸団等犯罪に親近性を有する組織集団をいう。

年末在所受刑者における収容分類別人員の推移



年末在所受刑者における収容分類別人員の推移

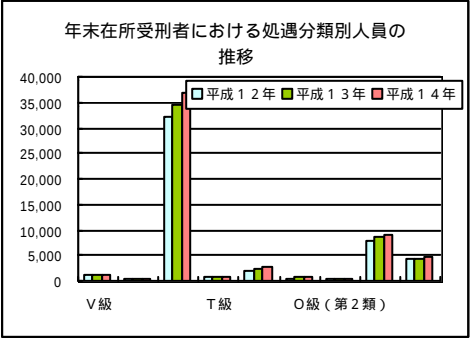


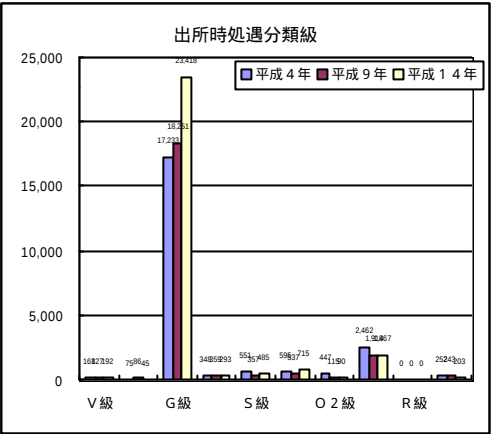
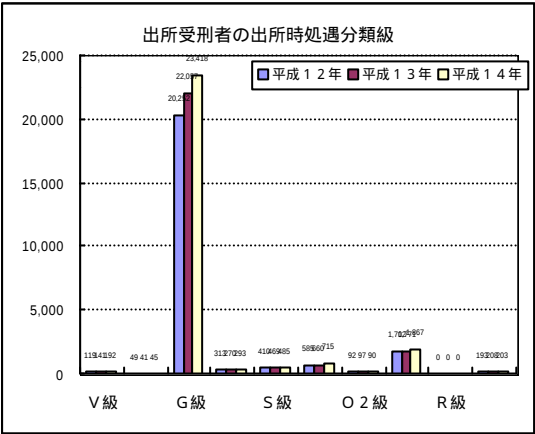
総数	V級	E級	G級	T級	S級	O 1級	O 2級	N級	R級	未決定	総数
平成元年	299	96	22,361	344	815	787	564	3,180	-	330	28,776
平成 2 年	198	78	20,583	350	716	757	572	2,881	-	318	26,453
平成 3 年	196	55	18,576	354	653	768	490	2,658	-	292	24,042
平成 4 年	168	75	17,233	348	551	595	447	2,462	-	252	22,131
平成 5 年	146	57	17,551	293	444	494	192	2,625	-	234	22,036
平成 6 年	194	58	17,658	318	432	511	111	2,203	-	265	21,750
平成 7 年	215	91	17,316	294	364	516	120	2,207	-	248	21,371
平成 8 年	184	81	17,656	377	340	438	121	1,929	-	243	21,369
平成 9 年	127	86	18,251	359	357	537	115	1,914	-	243	21,989
平成 1 0 年	151	79	18,514	330	384	510	123	1,903	-	246	22,240
平成 1 1 年	129	74	19,579	332	419	552	98	1,761	-	182	23,126
平成 1 2 年	119	49	20,252	313	410	585	92	1,702	-	193	23,715
平成 1 3 年	141	41	22,057	270	469	660	97	1,771	0	208	25,714
平成 1 4 年	192	45	23,418	293	485	715	90	1,867	0	203	27,308
男子	V級	E級	G級	T級	S級	O 1級	O 2級	N級	R級	未決定	総数
平成元年	289	88	21,353	330	750	773	561	3,067	-	323	27,534
平成 2 年	192	67	19,653	334	680	742	572	2,786	-	313	25,339
平成 3 年	184	49	17,691	341	609	759	490	2,603	-	289	23,015
平成 4 年	157	70	16,383	335	517	578	446	2,399	-	247	21,132
平成 5 年	142	53	16,735	282	422	485	192	2,562	-	231	21,104
平成 6 年	192	57	16,835	305	403	508	111	2,161	-	260	20,832
平成 7 年	213	90	16,440	282	342	510	120	2,176	-	245	20,418
平成 8 年	184	81	16,766	368	319	436	121	1,902	-	233	20,410
平成 9 年	125	84	17,331	341	334	537	115	1,889	-	237	20,993
平成 1 0 年	149	79	17,538	317	355	510	122	1,866	-	237	21,173
平成 1 1 年	127	73	18,494	323	399	552	98	1,730	-	177	21,973
平成 1 2 年	113	42	19,103	304	374	585	92	1,674	-	185	22,472
平成 1 3 年	133	40	20,762	262	439	660	97	1,735	-	199	24,327
平成 1 4 年	189	45	22,029	284	440	715	90	1,840	-	198	25,830

女子	V級	E級	G級	T級	S級	O 1級	O 2級	N級	R級	未決定	総数
平成元年	10	8	1,008	14	65	14	3	113	-	7	1,242
平成 2 年	6	11	930	16	36	15		95	-	5	1,114
平成 3 年	12	6	885	13	44	9		55	-	3	1,027
平成 4 年	11	5	850	13	34	17	1	63	-	5	999
平成 5 年	4	4	816	11	22	9		63	-	3	932
平成 6 年	2	1	823	13	29	3		42	-	5	918
平成 7 年	2	1	876	12	22	6		31	-	3	953
平成 8 年			890	9	21	2		27	-	10	959
平成 9 年	2	2	920	18	23			25	-	6	996
平成 1 0 年	2		976	13	29		1	37	-	9	1,067
平成 1 1 年	2	1	1,085	9	20			31	-	5	1,153
平成 1 2 年	6	7	1,149	9	36			28	-	8	1,243
平成 1 3 年	8	1	1,295	8	30			36	-	9	1,387
平成 1 4 年	3		1,389	9	45			27	-	5	1,478

医療分類	V級	E級	G級	T級	S級	O級（第 1 類）	O級（第 2 類）	N級	未決定	総数
平成 9 年	1,486	432	26,671	830	1,740	406	176	7,120	2,828	41,689
平成 1 0 年	1,294	439	27,991	858	1,734	388	173	7,198	3,170	43,245
平成 1 1 年	1,321	438	29,438	879	1,844	421	182	7,457	3,341	45,321
平成 1 2 年	1,348	414	32,157	938	2,143	513	209	7,915	4,176	49,813
平成 1 3 年	1,280	442	34,556	926	2,435	594	224	8,581	4,246	53,284
平成 1 4 年	1,289	430	37,014	980	2,662	640	208	9,034	4,702	56,959

医療分類課資料による





現行の累進処遇制度とその運用

章	内容	条文	1 級	2 級	3 級	4 級
拘禁及び戒護	居房	第29条 第30条 第31条	昼間雑居・ 夜間独居・ 特別の場所 に収容	昼間雑居・ 夜間独居	雑居	雑居
	工場用務者の任命	第32条	-	○	-	-
	共同清掃の実施	第33条	-	○	-	-
	検身・居房捜検の免	第34条	○	-	-	-
	所内遊歩	第36条	○			
	紀律維持・希望開陳 のための代表者制	第37条	○	-	-	-
作業	転業	第40条 第47条 第51条	○ (作業習熟 者のみ)	○ (作業習熟 者のみ)		
	作業賞与金月額計算 高の自己用途使用の 範囲	第41条 第42条 第45条 第50条	2分の1以下	3分の1以下	4分の1以下	5分の1以下
	自己作業用具の使用・購入	第43条 第51条	○	○	-	-
	作業指導・監督の補助への従事	第44条 第49条	○	○ (指導の補助のみ)	-	-
	無戒護就業	第48条	○			
教化	個別教誨の実施	第52条	○	-	-	○
	集会	第55条	○ (月2回以内)	○ (月1回以内)		
	図書室における文書 図画閲読	第56条	○			
	運動会等の実施	第58条	○ (月2回以内)	○ (月1回以内)		
	集団散歩	第59条	○			
	写真備付	第60条	○	○	-	-
接見・信書	接見・信書の範囲 (親族以外との接見・ 信書の発受)	第61条 第62条				-
	接見・信書の回数	第63条	随時	週1回1通	月2回2通	月1回1通
	接見場所(接見所以 外における接見)	第64条	○	-	-	-
	接見時の不立会	第65条	○	○	-	-
	* 本章の例外	第66条	○	○	○	○
給養	給養	第67条 第68条	健康保持に必要なもの以外は階級に相応させる。			
	花卉・書画の備付	第71条	○	○ (少年受刑者のみ)	-	-

自主性の促進

刑事施設法案第49条

第49条第1項

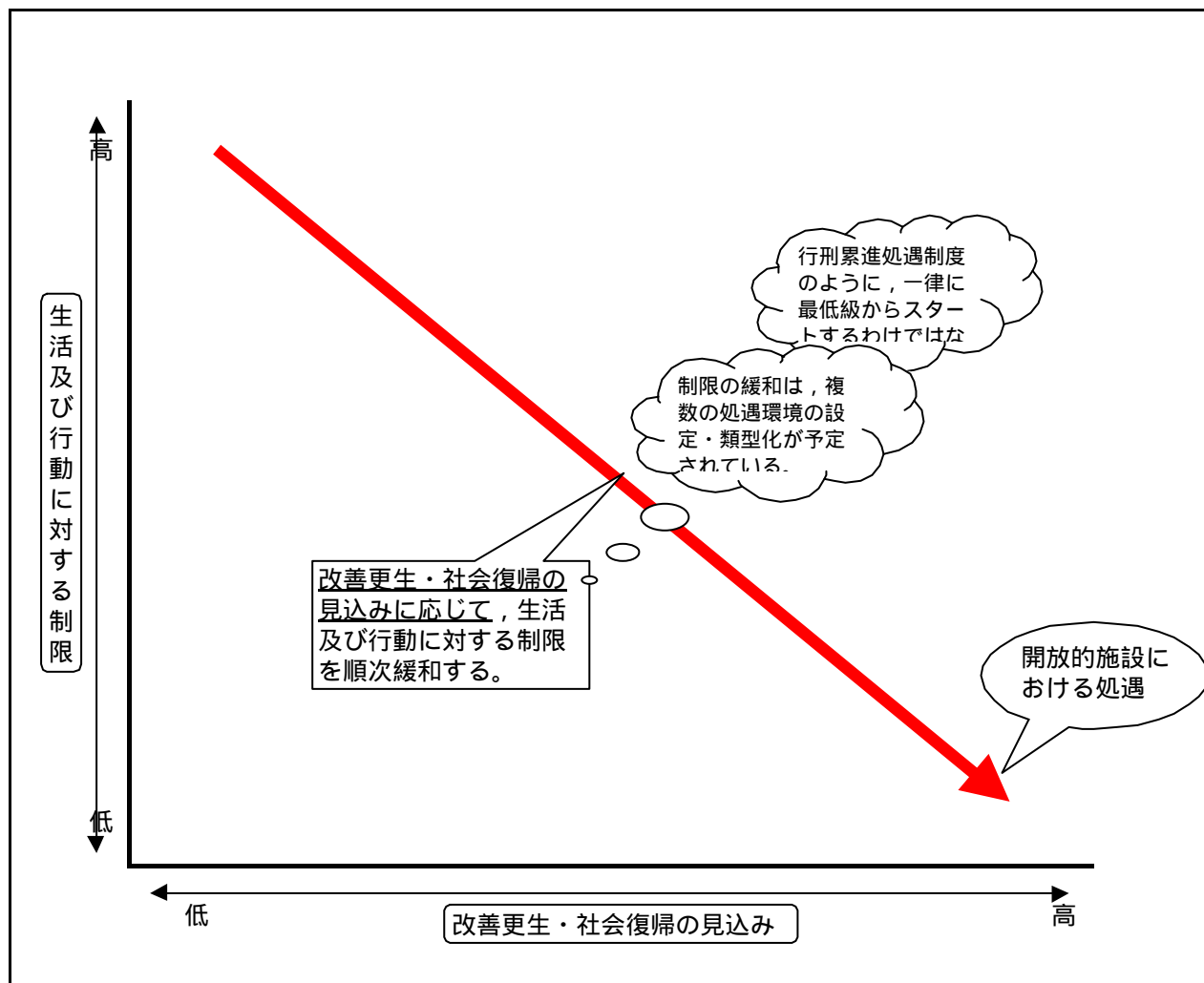
「受刑者の自主性を促進するため、この法律に基づく受刑者の生活及び行動に対する制限は、前条第1項の目的を達成する見込みが高まるに従い、順次緩和されるものとする。」

同条第2項

「前項の場合において、前条第1項の目的を達成する見込みが特に高いと認められる受刑者の処遇は、法務省令で定めるところにより、開放的施設（収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の一部を設けず、又は講じない刑事施設の全部又は一部で法務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）で行うことができる。」

* 参考（刑事施設法案第48条第1項）

「受刑者の処遇は、その収容を確保しつつ、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」



英国における Incentive and Earned Privilege System の概要

英国では、既決と未決とを問わず、被収容者の所内での秩序ある行動を推奨するため、一種の優遇制度を採用している。取りあえず入手した資料を基に既決について取りまとめた概要は以下のとおり。

	Disciplinary Minimum (懲罰中)	BASIC (基本)	STANDARD (標準)	ENHANCED (拡張)
使用可能な個人用現金	使用できない。	1週間に付き 2,50ポンド	1週間に付き 10ポンド	1週間に付き 15ポンド
面会頻度	基本レベルに制限可能	28日間に付き 30分を2回又は1時間を2回	基本より多いこと。 少なくとも 28日間に付き 3回	標準より多いこと。 28日間に付き 1時間を4～5回 (上記は典型例。管理運営上可能な範囲とする)
面会場所	基本レベルに制限可能	すべて面会室で行うのが典型的	すべて面会室で行うのが典型だが、他の設備で行える場合あり	標準より良く、利用可能な設備により変わる。 面会時間や日にち、終了時間に選択の余地あり、拡張レベル用の面会室を利用するのが典型的
地域社会訪問 (殊遇外出)	基本レベルに制限可能	できない。	・釈放前施設又は区画の受刑者 1週間に1回 ・開放施設の受刑者 1か月に1回 ・その他カテゴリーDの受刑者など 1か月に1回	・釈放前施設又は区画の受刑者 1週間に1回 ・開放施設の受刑者 1か月に2回 ・その他カテゴリーDの受刑者など 1か月に1回
より高い支払の作業を希望する資格	資格を剥奪可能	資格なし	資格はあるが、拡張レベルの受刑者優先	資格あり
居室内でのテレビの視聴	剥奪可能	視聴できない。	視聴できる。	視聴できる。
居室外に出る時間 (最高12時間)	剥奪可能	居室外に出る機会は与えられるべきだが、その程度は各施設の判断	基本レベルより多い。	管理運営上可能な限り、標準レベルより多い。
自分の服を着ることの許可	剥奪可能	着ることはできない。	着ることができる。	着ることができる。

○ 総務系業務外部委託について

1 規定経費の委託内容及び人員の推移
(民間委託)

事 項	年 度	人数 × 庁数	備考
(1) 矯正施設周辺の警備業務の民間委託			
テロ集団による矯正施設の襲撃を防止するための施設周辺巡回警備	平成 8 年度 予算化	22 人 × (7 庁)	東京拘置所ほか6庁
	平 1 年	6 人 × 1 庁	東京拘置所を除き縮減
	平 1 年 要求	6 人 × 1 庁	
	平 1 年 予算化	1 人 × 2 庁	栃木刑・和歌山刑
女子施設保安体制強化のための施設周辺巡回警備	平 1 年 要求	1 人 × 6 庁	拡大(女子刑務(支)所全庁)
	平 1 年 要求	1 人 × 72 庁	新規(市原刑・加古川刑を除く)
(2) 矯正処遇機能の充実を図るための業務の民間委託			
F 級処遇充実のための通訳人配置	平 9 年 予算化	1 人 × 1 庁	府中刑
	平 1 年	1 人 × 2 庁	府中刑・大阪刑
	平 1 年	2 人 × 1 庁	府中刑
		1 人 × 1 庁	大阪刑
	平 1 年	2 人 × 2 庁	府中刑・大阪刑
	平 1 年	3 人 × 1 庁	府中刑
		2 人 × 1 庁	大阪刑
	平 1 年	3 人 × 2 庁	府中刑・大阪刑
	平 1 年 要求	3 人 × 2 庁	府中刑・大阪刑
		1 人 × 8 庁	拡大
健康増進法による特定給食施設に管理栄養士を配置	平 1 年 予算化	1 人 × 37 庁	8 月分
	平 1 年 要求	1 人 × 37 庁	平年度化
(3) 業務の効率化を図るための民間委託			
長距離護送用車の運転業務	平 7 年 予算化	102 回 × (3 庁)	
	平 8 年	230 回 × (5 庁)	
	平 9 年	334 回 × (8 庁)	
	平 1 年 要求	334 回 × (8 庁)	
連絡調整業務のための自動車運転業務	平 8 年 予算化	2 人 × 1 庁	
	平 9 年	2 人 × 1 庁	
		1 人 × 5 庁	
	平 1 年	2 人 × 1 庁	
		1 人 × 10 庁	
	平 1 年	2 人 × 1 庁	
		1 人 × 15 庁	
	平 1 年	2 人 × 1 庁	
		1 人 × 21 庁	
	平 1 年	2 人 × 1 庁	
		1 人 × 27 庁	
	平 1 年 要求	2 人 × 1 庁	
		1 人 × 27 庁	
少年鑑別所運転専従職員の減少に対応した自動車運転業務	平 1 年 成 6 度 要求	1 人 × 12 庁	新規
職員配置上の要員を確保するための総務系(庶務)業務委託	平 1 年 予算化	1 人 × 74 庁	
	平 1 年 要求	1 人 × 74 庁	
会計事務の集約化を図るための総務系(用度)業務委託	平 1 年 成 6 度 要求	1 人 × 74 庁	新規

(賃 金)

事 項	年 度	人数 × 庁数	備考
職員の業務負担の軽減、業務の効率化を図るための賃金職員配置			
刑務所一般職員宿日直代替賃金業務	平成 7 年度 予算化	1 人 × 74 庁	平成 2 年度予算化
	平 1 年 要求	1 人 × 74 庁	
少年鑑別所洗濯業務	平 7 年	#### 人日 × (52 庁)	平成 4 年度予算化
	平 1 年 要求	#### 人日 × (52 庁)	
少年鑑別所炊事業務	平 7 年 予算化	1 人 × 52 庁	1 1 9 日
	平 1 年	1 人 × 51 庁	1 2 0 日
	平 1 年	1 人 × 43 庁	1 2 0 日
	平 1 年	1 人 × 38 庁	1 2 0 日
	平 1 年 要求	1 人 × 38 庁	1 2 2 日(既定分)
		1 人 × 17 庁	2 4 3 日(拡大部分)
少年院炊事業務	平 1 年 予算化	1 人 × 53 庁	1 9 日
	平 1 年	1 人 × 51 庁	1 2 0 日
	平 1 年 要求	1 人 × 51 庁	1 2 2 日(既定分)
		1 人 × 31 庁	2 4 3 日(拡大部分)
未決被収容者関連業務(書信, 領置, 購入)	平 1 年 予算化	16 人 × 1 庁	2 4 5 日(東拘)
	平 1 年	51 人 × 4 庁	2 4 6 日(東拘・大拘・名拘・福岡)
	平 1 年 要求	51 人 × 4 庁	2 4 3 日(同上)
作業業務代替賃金(刑務作業製品の検査等)	平 7 年	64 人 × 64 庁	
	平 8 年	82 人 × 64 庁	
	平 9 年	100 人 × 64 庁	
	平 1 年	118 人 × 63 庁	
	平 1 年 要求	118 人 × 63 庁	